災害時の相互応援に関する覚書

（趣旨）

第１条　水戸市と文京区は、令和７年５月22日付けで締結した水戸市・文京区連携交流都市協定（以下「協定」という。）に基づき、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し、被災した都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な災害応急対策を実施することができない場合において、もう一方の都市（以下「応援都市」という。）が被災都市における応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、基本的な事項について覚書を締結する。

（応援の種類）

第２条　協定に基づき応援都市が実施する応援の種類は、次に掲げるものとする。

⑴　応援物資、資機材及び車両等の提供

⑵　応援物資、資機材及び車両等の運搬

⑶　被災者等一時収容のための施設の提供

⑷　前３号に掲げるもののほか、被災都市から応援都市に対し要請のあった事項

⑸　前各号に掲げる応援に関する職員の派遣

（応援要請の手続）

第３条　被災都市は、応援都市に応援要請を行う場合には、次に掲げる事項を明確にした上で、直ちに電話等により要請をし、後日当該要請の旨の文書を提出するものとする。

⑴　災害による被害の状況

⑵　前条第１号の応援を必要とする場合にあっては、品目、規格及び数量

⑶　前条第３号の応援を必要とする場合にあっては、被災者等の人数及び収容に際し配慮を要する事項

⑷　前条第５号の応援を必要とする場合にあっては、職員の職種、人数及び業務内容

⑸　応援を必要とする期間及び実施場所

⑹　前各号に掲げるもののほか、応援要請に関して必要な事項

（応援の実施等）

第４条　応援都市は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに可能な範囲内において応援を実施するものとする。

２　応援都市は、応援の要請がない場合において、被災都市に応援を行うべきと認めたときは、必要と認めた範囲において応援を実施することができる。

３　応援の要請を受けた応援都市が、当該要請を内容とする応援を実施できない場合は、速やかに被災都市にその旨を連絡しなければならない。

（応援の指揮）

第５条　応援に従事する応援都市の職員（以下「応援従事職員」という。）は、応援の実施について、被災都市の長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、第２条第５号の応援に要した経費及び法令その他別に定めがあるものを除くほか、原則として被災都市が負担するものとする。

２　被災都市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合には、応援都市が、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

３　第１項の規定により難い場合は、双方協議するものとする。

（応援従事職員の事故等に係る災害補償）

第７条　応援従事職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市が負担するものとする。

２　応援従事職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、応援都市から被災都市までの往復途中に生じたものを除き、被災都市がその損害を賠償するものとする。

（連絡の窓口）

第８条　両都市は、防災危機管理部局を連絡の窓口とし、災害が発生した場合は、相互に連絡が取れる体制を構築するものとする。

（情報の交換）

第９条　両都市は、この覚書に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他必要な情報を相互に交換するものとする。

（協議）

第10条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じた場合は、両都市が協議して定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本覚書２通を作成し、双方記名押印の上、各１通を保有する。

令和７年５月22日

茨城県水戸市中央１丁目４番１号
水戸市
代表者　水戸市長　　高橋　靖

東京都文京区春日一丁目16番21号
文京区
代表者　文京区長　　成澤　廣修